

令和3年3月31日

令和3年度環境省調達改善計画

1. 目的

本計画は、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議）を踏まえ、環境省において、調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための取組を推進するために策定するものである。

2. 調達の現状分析

表1 令和元年度環境省における調達の契約種別

（単位：件、億円）

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約	1,818	59.39%	1,277	53.52%
	企画競争による随意契約	108	3.53%	98	4.13%
	公募による随意契約	259	8.46%	298	12.49%
	不落・不調による随意契約	35	1.14%	15	0.63%
	小計	2,220	72.53%	1,689	70.76%
競争性のない随意契約		841	27.47%	698	29.24%
合計		3,061	100.00%	2,387	100.00%

（注1）令和元年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

（注2）金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注3）原子力規制庁を含む。

表2 令和元年度環境省における調達の応札状況

（単位：件、億円）	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約	1,154	730	664	547	1,818	1,277
割合	63.48%	57.19%	36.52%	42.81%	100.00%	100.00%
企画競争による随意契約	58	69	50	30	108	98
割合	53.70%	69.94%	46.30%	30.06%	100.00%	100.00%
公募による随意契約	80	56	－	－	50	56
割合	100.00%	100.00%	0%	0%	100.00%	100.00%

（注1）令和元年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

（注2）参加者確認公募以外の公募（複数の者との契約を前提とした公募）は除く。

（注3）「公募による随意契約」欄には、タクシーチケット供給業務など複数者との契約を前提としているものについては原則除外している。

（注4）金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注5）原子力規制庁を含む。

表3 令和元年度環境省における調達経費の内訳（本省・地方支分部局別）

（単位：件、億円）

	本省		地方支分部局等※1		府省庁全体	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
工事（A）	0	0	196	811	196	811
割合（A/J）	0%	0%	10.70%	48.89%	6.40%	33.98%
公共工事に係る調査及び設計業務等（B）	0	0	157	107	157	107
割合（B/J）	0%	0%	8.57%	6.47%	5.13%	4.50%
小計	0	0	353	918	353	918
情報システム（C）※2	40	10	96	79	136	89
割合（C/J）	3.25%	1.35%	5.24%	4.76%	4.44%	3.72%
電力（D）	0	0	12	1	12	1
割合（D/J）	0%	0%	0.66%	0.07%	0.39%	0.05%
ガス（E）	0	0	0	0	0	0
割合（E/J）	0%	0%	0%	0%	0%	0%
調査研究（F）※3	452	121	259	66	711	187
割合（F/J）	36.75%	16.59%	14.15%	3.98%	23.23%	7.82%
競争的資金による研究（G）※4	160	238	16	2	176	241
割合（G/J）	13.01%	32.76%	0.87%	0.13%	5.75%	10.08%
物品購入（H）	12	1	110	12	122	13
割合（H/J）	0.98%	0.12%	6.01%	0.70%	3.99%	0.53%
その他の役務（I）	566	358	985	581	1,551	938
割合（I/J）	46.02%	49.18%	53.80%	34.99%	50.67%	39.32%
小計	1,230	728	1,478	741	2,708	1,468
合計（J）	1,230	728	1,831	1,659	3,061	2,387

40.18% 30.50% 59.82% 69.50% ※5

（注1）令和元年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

（注2）金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※1 原子力規制庁、地方環境事務所等、国民公園等及び施設等機関

※2 契約件名に「システム」が含まれるものの合計。

※3 「調査」（実態調査、動向調査等の各種の調査）、「統計調査」（統計情報の収集整理等）、「研究」（科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等）に係るものであって、「公共工事に係る調査及び設計業務等」（B）及び「競争的資金による研究」（H）以外のものの合計。

※4 資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家による評価に基づいて実施すべき課題を採択して、研究者等に配分する研究開発資金による研究及びそれに準じた公募の合計。

※5 契約件数・契約金額の（本省／府省庁全体）及び（地方支分部局等／府省庁全体）の割合

表 4 令和元年度環境省における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳
(本省・地方支分部局別)

(単位：件、億円)

	本省		地方支分部局等※1		府省庁全体	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
工事 (A)	0	0	101	370	101	370
割合 (A/J)	0%	0%	14.87%	64.15%	8.75%	50.62%
公共工事に係る 調査及び設計業 務等 (B)	0	0	70	67	70	67
割合 (B/J)	0%	0%	10.31%	11.67%	6.07%	9.21%
小計	0	0	171	437	171	437
情報システム (C)※2	14	5	17	24	31	28
割合 (C/J)	2.95%	3.02%	2.50%	4.10%	2.69%	3.87%
電力 (D)	0	0	4	0.4	4	0.4
割合 (D/J)	0%	0%	0.59%	0.08%	0.35%	0.06%
ガス (E)	0	0	0	0	0	0
割合 (E/J)	0%	0%	0%	0%	0%	0%
調査研究(F)※3	216	64	127	43	343	107
割合 (F/J)	45.47%	41.7%	18.70%	7.47%	29.72%	14.69%
競争的資金に よる研究 (G)※4	0	0	0	0	0	0
割合 (G/J)	0%	0%	0%	0%	0%	0%
物品購入(H)	7	1	50	8	57	9
割合 (H/J)	1.47%	0.35%	7.36%	1.45%	4.94%	1.12%
その他の役務(I)	238	85	310	64	548	149
割合 (I/J)	50.11%	54.93%	45.66%	11.09%	47.49%	20.34%
小計	475	154	508	139	983	293
合計 (J)	475	154	679	576	1,154	730

41.16% 21.10% 58.84% 78.90% ※5

(注1) 令和元年度の契約に関する統計等に基づき作成 (少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※1 原子力規制庁、地方環境事務所等、国民公園等及び施設等機関

※2 契約件名に「システム」が含まれるものの合計。

※3 「調査」(実態調査、動向調査等の各種の調査)、「統計調査」(統計情報の収集整理等)、「研究」(科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等)に係るものであって、「公共工事に係る調査及び設計業務等」(B)及び「競争的資金による研究」(H)以外のものの合計。

※4 資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家による評価に基づいて実施すべき課題を採択して、研究者等に配分する研究開発資金による研究及びそれに準じた公募の合計。

※5 契約件数・契約金額の(本省／府省庁全体)及び(地方支分部局等／府省庁全体)の割合

一者応札割合は依然として高い状態にあるため、一者応札の事前審査・事後審査体制を強化することで、職員の一者応札改善への意識を更に高めるとともに、引き続き競争性確保を図る必要がある。また、複数年度に亘り一者応札となっている調達案件については、その原因を個別に分析し、改善策の検討を行った結果、特殊な技術や設備等が不可欠であり、特定の者だけが実施し得ることが見込まれるものについて参加者確認公募へ移行するなどの取組を引き続き実施し、契約方式の妥当性を検証する。さらに、実施した調達案件については、外部有識者により組織された委員会において事後検証いただき、契約方式や価格の妥当性を確認することが不可欠である。

また、外部有識者により組織された委員会において審議したその他の個別の事例についても、得られた成果はもとより成果の得られなかった案件についても省内に事例展開し、調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための具体的な方法を省全体で共有することで、調達改善の促進を図ることが重要である。

契約金額では、地方支分部局等が全体の主要な部分を占めているため、調達の改善を効果的・効率的に進めていくためには、地方支分部局等における取組の実施状況を把握するとともに、本省で得られた成果を共有することが必要である。

3. 実施状況の把握及び自己評価の実施

上半期終了後及び年度終了後に調達改善計画の実施状況について自己評価を実施し、計画の達成状況や調達の具体的な改善内容等について公表する。なお、計画の見直しの必要が生じた場合等については、計画を改定し、その内容を公表する。

4. 調達改善の推進体制

(1) 推進体制の整備

本計画を推進するため、以下のとおり調達改善推進チームを設置する。

リーダー：大臣官房長

サブリーダー：大臣官房会計課長

メンバー：大臣官房会計課監査指導室長、
大臣官房会計課予算、決算、契約、支出各担当課・室長補佐
大臣官房各課（環境計画課、環境経済課及び環境影響評価課を除く。）
・各部局総括課庶務担当課長補佐

なお、必要に応じて上記以外の職員を出席させることができることとする。

(2) 調達改善推進チームの業務

調達改善推進チームにおいては、以下の業務を行うこととする。

①調達改善計画の策定及び公表

②調達改善計画の進捗状況の管理

③調達改善計画の自己評価の実施及び公表

④その他調達の改善に当たり必要と認められる事項

(3) 調達改善推進チーム会合の開催

調達改善推進チームは、年に4回程度定例会合を開催し、各四半期毎の計画の進捗状況の把握及び評価を行う。

なお、必要に応じて定例会合以外に臨時の会合を開催することができることとする。

(4) 外部有識者の活用

調達改善計画の策定や自己評価の実施等に当たっては、外部有識者によって組織されている物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会の委員から委員長の森脇昭夫氏、委員長代理の野村豊弘氏をアドバイザーとして選任し意見を求める。

なお、アドバイザーは、物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会において検討することが適当と判断される事項がある場合には、調達改善推進チームに対し、同委員会の開催を求めることができる。

(5) 人材育成、情報の共有等

契約事務等に関する規程等を整備しポータルサイトで共有する。また、若手向けに行っている会計事務担当者研修会において調達改善計画、とりわけ契約前自己チェックプロセスにかかる説明を行うとともに、資料を他の契約事務等の担当者にも閲覧可能な状態で共有する。また、内部監査を活用して地方支分部局等に対しても均質的に調達知識や能力の向上を図る。

重点的な取組、共通的な取組

令和3年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	
								目標達成予定時期
○		調達改善に向けた審査・管理の充実 (一者応札の改善に向けた取組)	・契約前自己チェックプロセスの実施 昨年度に引き続き、前年度の契約金額が1,000万円以上で、かつ前年度「一者応札」「落札率が極端な高さ95%以上」であった物品・役務・工事・建設コンサルタントの全案件(仕様内容が前年度と変更されている場合においても、入札に参加し得る者が前年度と同様の案件含む)について、業務担当者による契約前自己チェックにより、発注方式や仕様の見直し、再委託部分を分割して発注することの可否等を確認する。 ・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 業務担当者による契約前自己チェック結果において、参加者確認公募への移行が妥当と判断された全案件について、環境省会計担当及び政策評価担当で組織された契約委員会にて公告前に事前審査を行う。 ・アンケート調査の実施 政府電子調達システム(GEPS)に掲載されている入札説明書等を入手したものの応募に至らなかった事業者に対するアンケート調査を実施し、業務担当者及び事業担当部局の会計担当において今後の改善策を検討する。	前年度の取組状況を分析した結果、一者応札の改善について、発注方式の妥当性についての確認プロセスを強化する余地が引き続き大きいと考えられるため。	A	H29 (一部H31年度)	・契約前自己チェックプロセスの実施 一者応札が継続している調達について、業務担当者による契約前自己チェックを行うことで、職員の一者応札改善への意識を高めるとともに、競争性確保を図る。 ・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 一者応札が継続している調達の発注方式の妥当性を確認し、調達コスト削減を目指す。 ・アンケート調査の実施 個別案件ごとに一者応札の原因把握を行い競争性確保を図る。	R4年3月まで
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	・外部有識者委員会の更なる活用 外部有識者で組織された審査委員会において前年度審議した案件について、提案を受けて行った対応及び得られた成果についてを審査委員会にて報告するとともに、会計事務担当者研修等により省内に一者応札の現状と対応状況等を共有する。 ・契約前自己チェック結果の分析 契約前自己チェックの結果、競争入札を行うこととなった案件のうち、引き続き一者応札となった個別案件及びその要因について一覧を作成し、審査委員会にて報告するとともに、省内に共有する。		A	H30 (一部H31年度)	・外部有識者委員会の更なる活用 外部有識者委員会で得られた個別の成果を展開し、より具体的な調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための方法を省全体で共有することで、調達改善の促進を図る。 ・契約前自己チェック結果の分析 事業担当者が考える一者応札改善に向けた取組のうち、結果が伴わず引き続き一者応札になった案件について分析等することで、より成果を伴う調達改善を方法を検討する。	R4年3月まで
○		契約方式・価格等の事後検証	環境省で実施した調達案件について、その契約方式や価格の妥当性、受注割合の高い特定の契約相手先に係る契約内容等を外部有識者により組織された審査委員会において事後検証いただく。	前年度の取組状況を分析した結果、一者応札の改善について、契約方式の妥当性についての確認プロセスを強化する余地が引き続き大きいと考えられるため。	A	H29	一者応札が継続している調達の契約方式や価格の妥当性、受注割合の高い特定の契約相手先に係る契約内容等を確認し、調達コスト削減を目指す。	R4年3月まで
	○	地方支分部局等における取組の推進	本省会計課にて実施している内部監査と合わせて、地方支分部局等での契約前自己チェック実施状況を把握するとともに、本省で得られた成果を共有・展開する。		B	H30	地方支分部局等も含めて省全体で調達改善の取組を進める。	R4年3月まで
	○	電力調達、ガス調達の改善	・電力・ガス小売り全面自由化に伴うコスト削減の検討 電力・ガス小売り全面自由化を踏まえ、予定価格が少額などの理由により入札に付さない場合において市場価格を考慮した予定価格を設定するとともに、一般競争とする調達についても、異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設を一つの契約にまとめるなど一括調達の取組等を通じたコストの削減を検討する。また、競争性確保やコスト抑制に留意しつつ、再生可能エネルギー電力の調達を行う。		A	H30 (一部H29)	・電力・ガス小売り全面自由化に伴うコスト削減の検討 一括調達の取組等を通じたコスト削減及び再生可能エネルギー電力の調達を行う。	R4年3月まで

令和3年度の調達改善計画

具体的な取組内容	新規 継続 区分
クレジットカード決済の活用	継続
汎用的な物品・役務における共同調達等の有効活用	継続
公告期間等の徹底	継続
競争参加資格要件の緩和	継続
公告等、入札説明書等のホームページへの掲載	継続
事業者が準備にかかる時間を十分に確保できるよう留意した受注者の決定時期の設定	継続
提案書等の分量の適正化	継続
仕様の明確化	継続
報告書等の積極的な開示	継続
適正な予定価格の設定(市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報収集・CIO補佐官からの助言の活用)	継続